



転勤・進学などで引っ越しするときは 住民異動の手続きをお忘れなく

住民異動の届け出場所

届け出	届け出の期間	届け出に必要なもの
転出届 秋田市から他の市区町村へ住所を移すかた	転出する前 転出先の市区町村に出す転出証明書を交付します。	① 国民健康保険に加入しているかたは保険証 ② 印鑑登録をしているかたは印鑑登録証または「あきた市民カード」 ③ 福祉医療費受給者証・老人保健法医療受給者証をお持ちのかたは受給者証 (4月からは後期高齢者医療被保険者証)
転居届 秋田市内で住所を移すかた	引っ越しをしてから14日以内	① 国民健康保険に加入しているかたは保険証 ② 福祉医療費受給者証・老人保健法医療受給者証をお持ちのかたは受給者証 (4月からは後期高齢者医療被保険者証)
転入届 他の市区町村から秋田市へ住所を移したかた	転入してから14日以内	前に住んでいた市町村から交付された 転出証明書 *国民健康保険に加入するかた、国民年金に加入しているかたは窓口にお話してください
転校	住民異動届(転出・転居・転入)を出す、転校に必要な書類を交付します。交付された書類を、転出・転居の場合は転校前、転入の場合は転校後の学校に提出して指示を受けてください	

住民異動届の際、届け出にいられたかたの本人確認をしていますので、免許証や保険証などをお持ちください。



休日明けは混雑しがちです(市民課)

- 市民課**
 (866)2018
 河辺市民センター
 (882)5131
 岩見三内連絡所
 (883)2111
 雄和市民センター
 (886)5523
 大正寺連絡所
 (887)2111
- 受付** 平日の午前8時30分～午後5時30分
- 土崎支所** (845)2263
新屋支所 (888)8080
受付 平日の午前8時30分～午後5時15分
- アルヴェエ市民サービスセンター**
 (887)5320
受付 平日の午前9時～午後5時15分
- 3月下旬～4月上旬、特に月曜日など休日明けの日はとても込み合います。時間に余裕を持ってお越しください。



NHKが駅東に移転しました

NHK秋田放送局が山王から秋田駅東口に移転しました。新しいNHKは3階建てで、1階と2階はアルヴェエきらめき広場と直結。1階ホールにはギャラリーやオープンスタジオがあり、平日昼前の番組「ひるまえこまち」の生放送の様子もご覧いただけます。

記念式典にどうぞ
 4月26日(土)午後2時～3時
 アルヴェエきらめき広場

問い合わせ
 NHK秋田放送局
 (825)8111



きらめき広場側にも入口



60年のアンテナタワーがシンボル

秋田市ごみルール

ごみの分け方と出し方

お近くのごみ集積所や収集日は、町内会長か近所の人におたずねください。収集日は「家庭から出るごみの分け方・出し方」(左下参照)や環境業務課ホームページでもご覧いただけます。
<http://www.city.akita.jp/city/ev/cf/>



ルールを守って指定の袋でごみ出し

種類	ごみの内容	出し方	注意する点	収集回数
家庭ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ○生ごみ(水分をよく切る) ○ゴム・ビニール製品 ○プラスチック類 ○陶磁器類 ○ガラス類 ○皮革製品 など 	白色半透明の指定ごみ袋(赤印刷)か、透明の指定ごみ袋(緑印刷)に入れて	<ul style="list-style-type: none"> ・ガラスくず、電球、竹串など危険なものは紙に包んでなるべく袋の中央に入れる 	週2回
資源化物	<ul style="list-style-type: none"> 金 属 類 (金属の割合が50%以上のもの) (1片の長さが50cmを超える粗大ごみ) ペットボトル (キャップは家庭ごみへ) 空きびん (キャップは家庭ごみへ) ガス・スプレー缶 空き缶 使用済み乾電池 古紙類 ○新聞・チラシ ○雑誌・雑がみ ○ダンボール ○紙パック 	<ul style="list-style-type: none"> 透明の指定ごみ袋(緑印刷)に入れて 透明の指定ごみ袋(緑印刷)に入れて 袋に入れて、回収箱へ 空きびんと同じ回収箱へ 透明の指定ごみ袋(緑印刷)に入れて 透明の小袋に入れて空き缶の袋へ それぞれ分けて、紙ひもでしばる 	<ul style="list-style-type: none"> ・家電品の電池ははずす ・とがったものや刃物などは紙に包んで「キケン」と書く ・中を軽くすすぐ ・塩ビボトル、食用油のボトルは「家庭ごみ」 ・火の気のない風通しの良いところを空ける ・中を軽くすすぐ ・ボタン型・充電式電池は販売店へ ・粘着テープで束ねない ・写真、防水加工紙、内側にアルミ加工された紙パックなどは「家庭ごみ」へ 	月1回
粗大ごみ(戸別の有料収集)		受け付け専用電話(8330)2002 平日の午前9時～午後4時		月2回

ごみ集積所には収集日の朝6時から8時までに出してください
収集日前日や収集後には、絶対に出さないでください

市で収集しないごみ

引越し、庭木の刈り込みなどで多量に発生するごみ。食堂、会社など事業所から出るごみ。許可業者へ依頼するか、河辺豊成にある総合環境センター(839)4816へ連絡し、自分で搬入してください(料金は左記を参照)。

プロパンガスボンベ、農薬、廃油、バッテリーなど危険なもの 販売店などに回収を依頼してください

洗濯機、テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫 販売店に引き取ってもらうことになっています。買った店が分からないときは、ごみ減量推進課へお問い合わせください (866)2943

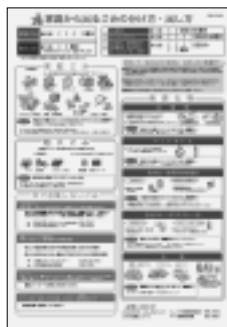
パソコン 製造メーカーなどへお問い合わせください

事業活動に伴う産業廃棄物 許可業者へ依頼するか、民間の処理場へ搬入してください

ごみの分け方・出し方、収集日程は、これで!

「ごみについてのパンフレット」家庭から出るごみの分け方・出し方」もご利用ください。

配布窓口 市民課、環境部寺内蛭根、土崎、新屋支所、河辺、雄和市民センター、アルヴェ市民サービスセンター、各公民館・地域センター・コミュニティセンター



総合環境センターの処理手数料

総合環境センターに持ち込んだときのごみ処理手数料は左記の通りです。4月1日(火)から料金が変わりますので、ご注意ください。

ご家庭から各町内の集積所に出すごみは、これまでと変わらず無料です。

- 3月31日(月)まで 10キロごとに90円
- 4月1日(火)から 10キロごとに112円

問い合わせ
 ごみ減量推進課
 (866)2943